

平成 22 年 7 月 1 日

事業主・事務担当者 各位

〒103-8427

東京都中央区日本橋本町 4-15-9

伊藤忠連合健康保険組合

常務理事 俵 英夫

嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて（一部改定）

拝啓 貴社いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて 標記につきましては、平成 8 年 4 月 8 日付厚生労働省通知により、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年による退職後継続して再雇用される場合に限っては、使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出いただくことで再雇用される月分より、再雇用後の報酬に即した標準報酬月額が適用される取扱いを行っています。

しかしながら、現在、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」の規定により、定年の引き上げを実施した事業所も一定程度存在する中で、定年退職に限って、上記の取扱いを認めているのは不公平であるとして、次のように「定年」条件が削除されることになりましたのでお知らせいたします。

【改定実施日】

再雇用される日が平成 22 年 9 月 1 日以降より

【現行の取扱い】

特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、定年による退職後継続して再雇用される場合。

【改定後の取扱い（定年条件削除）】

現行の定年による退職後継続して再雇用される場合に加え、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、

- ① 定年制の定めのある事業所において定年によらずに退職した後
- ② 定年制の定めのない事業所において退職した後

継続して再雇用される場合でも本取扱いができるようになります。

なお、本取扱いは、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、在職老齢年金を有利に受給するための特例措置ですので、特別支給の老齢厚生年金の受給権者以外の被保険者が、退職後継続して再雇用される場合であって再雇用後の標準報酬月額が従前額より 2 等級以上変更する場合は、標準報酬月額変更届をご提出ください。

敬具